

下関市監査委員公表第16号  
令和4年(2022年)6月1日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小野 雅 弘  
同 秋 森 和 也  
同 香 川 昌 則  
同 小 熊 坂 孝 司

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
建設部	道路河川建設課、道路河川管理課、住宅政策課、公共建築課
教育委員会	豊田教育支所、豊田教育支所管内の小学校及び中学校(全3校)

2 監査の範囲

令和3年4月1日から令和4年2月28日までにおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和4年4月1日から同年5月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

## 6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

<b>建設部 道路河川建設課</b>	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
<b>建設部 道路河川管理課</b>	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
<b>建設部 住宅政策課</b>	
	[指摘事項] (1) 住宅使用料等に係る金銭出納帳及び現金出納報告書の記載において、以下の事項が見受けられた。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。 ア 金銭出納帳に収入金額及び支払金額が記入されていなかった。(住宅使用料2件、督促手数料1件) イ 金銭出納帳に記入されている金額が、実際の収入金額及び支払金額と整合していなかった。(実費弁償金1件) ウ 上記ア、イの金銭出納帳の累計(合計)金額の誤りに起因して、現金出納報告書の収納額及び払込額の合計額等が誤っていた。
	[指摘事項] (2) 行政財産の使用許可に係る使用料の収入事務において、以下の不適切な事例が見受けられた。関係規定に基づき適正に事務処理されたい。 ア 納期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。 イ 下関市行政財産使用料条例第3条第1項ただし書において規定されている使用料の延納について、平成24年1月19日付け管第81号管財課長通知では、「納入通知書を発送する場合は、納期限を納入通知書発送後30日以内とすることを可能にする。」と規定されているが、30日を超過して納期限を設定していた。

<p>[指摘事項]</p> <p>(3) サービス付き高齢者向け住宅登録更新手数料の収入事務において、以下の事項が見受けられた。関係規定に基づき適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 下関市会計規則第12条において、歳入の調定は、歳入を収入する原因が発生したときに、同条各号に掲げる事項について調査した上で行う旨が規定されているが、当該手数料の調定日が、申請日よりも前の日付となっていた。</p> <p>イ 下関市手数料条例に規定する手数料は、同条例第3条ただし書が適用される場合を除き、申請があった際に徴収することとされているが、所管課は、申請時に申請者に納入通知書（納付書）を交付し、金融機関で納付させる方法により手数料を徴収しており、金融機関の取扱い時間を過ぎたもの（1件）が、申請日の翌日に納付されていた。なお、当該手数料徴収に当たり、同条ただし書を適用する旨の意思決定はなされていなかった。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(4) 市営住宅訴訟業務に係る切手及び印紙について、それらを管理する帳簿を備えていなかった。下関市会計規則に基づき適正に管理されたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p><b>建設部 公共建築課</b></p>
<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
<p><b>教育委員会 豊田教育支所</b></p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 下関市行政財産使用料条例第4条第5号に規定する「その他市長が特に必要があると認めるとき」を適用し、全額免除しているが、この適用に関する意思決定を市長による決裁でなく、教育部長の決裁で行っている事例があった。適正に事務処理されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 旧殿居小学校用地における第1種電話柱の新設に係る行政財産の使用許可について、新規案件のため教育部長決裁とすべきところを教育支所長決裁としていた。適正に事務処理されたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>なし</p>

教育委員会 豊田教育支所管内の小学校及び中学校（全3校）	
------------------------------	--

	[指摘事項] 及び [意見]
--	----------------

	なし
--	----

以上